

第3章 施策の展開



第3章 施策の展開

本章では、前章2(2)で示した7つの柱ごとに、本県が本計画期間(2026(令和8)年度末まで)に取り組む施策を示しています。

1 人獣共通感染症対策

(1) 発生予防(平時の対応)

(感染症発生動向調査体制の整備)

- 国が定める基本指針や県関連計画等に基づく取組を行い、国や他の地方公共団体、公益社団法人福岡県医師会等の関係団体その他の関係者と適切に連携し、普段から感染症の発生及びまん延の防止に迅速かつ的確に対応できるよう感染症発生動向調査体制の整備を行います。

(連携体制の構築)

- 医療及び獣医療関係者、関係自治体、消防機関等との連携体制を構築するため、連絡会議等を開催するとともに、発生時に県民への速やかな医療提供や感染症の拡大防止等を図るため、患者発生を想定した訓練を実施します。

(県民への正しい情報の提供)

- 感染症の予防及びまん延の防止に関する情報等を県民のほか、医療機関、事業者等に提供します。

(医療提供体制の充実)

- 感染症発生時に適切に対応できるよう、病院、診療所、歯科診療所等の医療機関の職員に対する医療安全及び院内感染防止対策に関する研修会の開催、各医療機関における医療安全管理者の配置、医療相談窓口の設置等を促進することにより、医療提供体制の充実に図ります。

(医薬品等の備蓄と安全確保)

- 新興感染症のパンデミック発生時においても、医薬品及び医療用資材の安定的供給を確保するため、その備蓄の体制整備を行います。
- 病院、診療所、歯科診療所等の医療機関における医薬品や医療機器に係る安全管理体制について監視を行うとともに、県民や医療関係者に対する医薬品に関する情報提供や相談対応窓口の設置を通じて、医薬品等の安全確保を図ります。

(感染症の調査研究)

- 保健環境研究所における新興感染症等の調査研究を推進します。

(家畜伝染病予防対策)

- 家畜を介した人獣共通感染症の感染を防ぐため、疾病情報の提供や畜産農場巡回による飼養衛生管理基準の遵守指導、ワクチン接種を推進します。

(狂犬病予防対策)

- 狂犬病の発生予防のため、「狂犬病予防法」による犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底について、市町村、県獣医師会等の関係者と連携しながら、飼い主に対して、普及啓発・指導を行います。

(愛玩動物の感染症対策)

- 飼い主に対して、動物愛護管理法に基づく飼い主の責務として、飼養動物の感染症の正しい知識の習得と感染予防対策について、普及啓発を行います。
- ペットショップやペットホテル等、動物取扱業者に対して、監視指導や講習会を通じて、飼養管理基準の遵守や感染症対策について、周知徹底を図ります。
- 鳥の飼養者や動物園等に対して、監視指導や講習会等を通じて、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染防止対策について、周知徹底を図ります。

(食中毒予防対策)

- 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌、E型肝炎ウイルス等を原因とする食品を介した感染症の発生を予防するため、以下の取組を進めます。
 - ・ と畜場、食鳥処理場において、と畜検査、食鳥検査、衛生指導を実施します。
 - ・ 食品の製造・加工段階における食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理について監視指導を行うとともに、流通食品の検査を実施します。

(2) まん延防止 (患者発生時の対応)

(医療提供確保)

- 国内に常在しない感染症の患者発生時には、検疫所、感染症指定医療機関と緊密な連携を図り、感染症のまん延の防止と患者への良質かつ適切な医療提供確保を図ります。

(積極的疫学調査と健康診断)

- 二次感染によるまん延を防止するため、市町村や検疫所等と連携を図りながら、感染症法に基づく疫学調査、健康診断等を実施するとともに、必要に応じて感染症専門医による支援体制を整備します。

(県民への正しい情報提供)

- 国内発生のない感染症の患者発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、マスメディア、ホームページ、SNS等、多様な媒体を用いて、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

(ワクチン接種の推進)

- ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得ながら、予防接種を推進します。

(家畜伝染病対策)

- 家畜伝染病発生時には、国、市町村、関係機関と連携し、速やかな罹患家畜の処分、畜産農場や通行車両の消毒等のまん延防止対策を実施します。そのため、平時から、防疫演習を行い、関係機関等との連携を強化して、万一の発生に備えた初動体制を維持します。

(従事者の健康調査)

- 鳥インフルエンザ等家畜や家きん等の動物において感染症が発生した場合、その畜産農場の職員等に対する健康調査及び感染予防のための指導を実施し、感染症の拡大を防止します。

(獣医師からの届出)

- 感染症法第13条における獣医師の保健所への届出について、県獣医師会等を通じて、各獣医師に対して、周知徹底を図ります。

(狂犬病対策)

- 狂犬病が発生した場合、国、市町村、関係機関と連携し、接触犬等の調査や隔離措置、狂犬病罹患動物の暴露者に対するワクチン接種及び地域住民への正しい情報の提供など、段階に応じた対策を実施します。

(飼養鳥の感染症対策)

- 飼養鳥において、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合は、国、市町村、関係機関等と連携し、その拡大防止を図ります。

(3) 動向調査、監視

(感染症発生動向調査と流行予測調査)

- 人獣共通感染症の集団免疫の現状把握及び病原体の検索等を目的とする国の感染症流行予測調査に協力することで、インフルエンザや日本脳炎等の予防接種事業の効率的な運用を図ります。

- 感染症の発生動向を把握・分析し、その結果を県民や医療機関に提供・公開し、注意喚起や予防啓発を行います。

(感染症の調査研究)

- 保健環境研究所における新興感染症等の調査研究を推進します。(再掲)

(家畜の定期検査)

- 畜産農場への立入により、家畜伝染病の発生動向を把握します。

(愛玩動物の病原体保有状況調査)

- 愛玩動物における病原体の保有状況等の調査を行い、感染症の発生動向を把握、分析します。また、得られた結果等について、医療及び獣医療関係者並びに行政が共有することで、人に感染した場合の迅速な診断につなげるなど、医療・獣医療分野での活用を図ります。

重点施策①

(野鳥の鳥インフルエンザに関する調査)

- 高病原性鳥インフルエンザの発生に迅速に対応するため、鳥獣保護管理員の巡視など日常的に野鳥の生息種や渡り鳥の飛来状況、死亡状況について情報収集します。また、鳥インフルエンザの侵入の早期発見のため、国と連携し、オシドリやカイツブリなど検査対象種の死亡個体の検査やカモ類などの水鳥の糞便の遺伝子検査を実施します。

(野生動物の病原体保有状況等調査)

- 野生動物や蚊等の媒介動物について、病原体保有状況等を調査し、感染症の発生動向を把握します。重点施策②

(4) 研究開発、創薬

- バイオ技術を核とする新産業の創出や関連企業、研究機関の一大集積を形成し、産学官連携による次世代医薬品等の研究開発等を推進します。

(5) 普及啓発

- ワンヘルスの理念の普及啓発を通じて、感染症対策を含む、適切な動物とのふれあい方や関わり方を周知します。

- ホームページ・広報紙・研修会等を通じ、手洗い・咳エチケット等の基本的な感染防止対策や感染予防のための口腔ケアについて、普及を図ります。また、検疫所と連携し、海外渡航時の感染防止対策の普及を図ります。
- 感染症に関する差別や偏見の解消のため、医療従事者、社会機能の維持にあたる人、感染者、療養を終えて学校、職場、地域に戻られた人とその家族、ワクチンを接種していない人等の人権が損なわれないよう、正しい知識の普及啓発を行います。
- 普段から動物に接する機会の多い獣医師や畜産関係者、狩猟者や鳥獣保護関係者、動物取扱業者に加え、愛玩動物を飼養する家庭に対して、共通感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 動物の飼い主等に対して、動物愛護フェスティバルや動物愛護教室等を通じて、適正飼養や感染症対策について、県獣医師会等の関係者と連携しながら普及啓発を行います。

重点施策①

【愛玩動物の病原体保有状況調査】

県内における人獣共通感染症の発生状況を把握し、人に感染した場合の迅速な診断につなげることを目的として、2014(平成26年)度から、県内動物病院の協力の下、最も身近な愛玩動物である犬や猫を対象に、人獣共通感染症の病原体の保有状況調査を実施しています。結果については、医療や獣医療、行政関係者で共有するとともに、ホームページ等で公開し、愛玩動物の飼養者に対するペットとのふれあい方や健康管理等についての普及啓発等に活用しています。

※ 過去の実績については、P13をご参照ください。



犬から採材の様子



PCR検査の様子と検査結果

重点施策②

【野生動物におけるSFTS感染状況調査】

西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県においても死亡例が確認されている人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」について、感染拡大の要因の一つとして考えられる野生動物（シカ、イノシシ、アライグマ）を対象に、SFTSウイルスの感染状況を調査します。この調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対する情報提供や注意喚起を行います。



シカ



イノシシ



アライグマ

2 薬剤耐性菌対策

(1) 動向調査、監視

(医療機関における動向調査、監視)

- 医療機関に対して、国が行う薬剤耐性菌による感染症の発生動向調査等への参加促進を図ります。

(薬剤耐性菌感染症の調査研究)

- 保健環境研究所における薬剤耐性菌に関する調査研究を推進します。

(家畜における動向調査、監視)

- 家畜における薬剤耐性菌の発生動向調査を実施します。

(愛玩動物における動向調査、監視)

- 愛玩動物（犬、猫）における薬剤耐性菌の発生動向調査を実施します。

重点施策③

(河川水における動向調査、監視)

- 河川水における薬剤耐性菌及び抗微生物剤の実態調査を実施します。 **重点施策④**

(2) 感染予防、管理

(院内感染防止対策の推進)

- 病院、診療所、歯科診療所等の各医療機関等に対して、院内感染症対策に関する研修など薬剤耐性対策が講じられるよう、最新の医学的情報などについて、適時提供していきます。

(ワクチン接種の推進)

- ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得ながら、予防接種を推進します。(再掲)

(家畜と愛玩動物の感染予防対策の推進)

- 家畜や愛玩動物についても、感染予防を図ることで、抗微生物剤の使用削減につながることから、以下の取組を実施します。
 - ・ 畜産農場の巡回を実施し、疾病情報を提供するとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導やワクチン接種を推進します。
 - ・ 飼い主に対して、動物愛護管理法に基づく飼い主の責務として、飼養動物の感染症の正しい知識の習得と感染予防対策について、普及啓発を行います。(再掲)
 - ・ ペットショップやペットホテル等、動物取扱業者に対して、監視指導や講習会を通じて、飼養管理基準の遵守や感染症対策について、周知を図ります。(再掲)

(食品衛生対策の推進)

- 食品を介して人への健康上の危害因子となる可能性があり、また、薬剤耐性が懸念されている腸管出血性大腸菌やサルモネラ属菌等を含む微生物等による汚染を低減し、食中毒を未然に防ぐため、と畜場、食鳥処理場及び食品の製造・加工段階における HACCP の運用状況について監視指導を実施します。

(3) 抗微生物剤の適正使用

(医療機関等における適正使用の推進)

- 病院、診療所、歯科診療所等の各医療機関等に対して、院内感染症対策や医療安全対策に関する研修をはじめとした様々な機会を捉え、関係機関等と連携のうえ、抗微生物薬の適正使用の普及啓発を行います。

- 薬局の協力を得て、抗微生物薬の処方を受けた患者に対し、適正使用が図られるよう服薬指導を行うとともに、来局患者等へ抗微生物薬に関する正しい知識について普及啓発を行います。

(結核の多剤耐性菌対策)

- 結核の多剤耐性菌対策として、保健所及び医療機関等が連携し、患者に対して、積極的に服薬支援を行います。

(畜水産分野における適正使用の推進)

- 販売業者、獣医師、畜産農家等に対して、動物用抗菌性物質の適正な流通・使用が図られるよう監視指導や啓発を行います。
- 畜産農家が抗微生物剤を購入する際に獣医師が発行する動物用医薬品指示書を審査し、適正な使用を推進します。
- 養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用、使用記録簿の整備について指導を行うとともに、動物用抗菌性物質の残留検査を実施します。

(愛玩動物診療獣医師における適正使用の推進)

- 診療獣医師に対して、定期的な会議や講習会を通じて、抗微生物剤の適正使用について普及啓発を行います。
- 動物病院での抗微生物剤の使用実態を調査し、診療獣医師に対し抗微生物剤の適正な使用について啓発します。
- 愛玩動物(犬、猫)における薬剤耐性菌の発生動向調査結果について、医療及び獣医療関係者並びに行政が共有し、抗微生物剤の適正使用を推進します。

(各事業者における適正使用の推進)

- 河川水における薬剤耐性菌及び抗微生物剤の実態調査結果について、事業者並びに行政が共有し、抗微生物剤の適正使用を推進します。

(4) 普及啓発

- 県民に対して、抗微生物薬に関する正しい知識について普及啓発を行います。
 - ・ 薬局の協力を得て、来局患者等に対して普及啓発を行います。
 - ・ 毎年「薬と健康の週間(10月17日～23日)」の期間中に開催している「くすりと健康フェア」などの機会を利用した普及啓発を行います。
 - ・ そのほか、県民を対象とした薬剤耐性菌対策に関する普及啓発を行います。

重点施策③

【愛玩動物（犬・猫）における薬剤耐性菌の発生動向調査】

愛玩動物を対象にした薬剤耐性菌調査については、2017（平成 29）年度から国主導により実施されていますが、全国的な状況把握を目的としているため、県内の状況は十分に分かっていません。薬剤耐性菌は動物から人又は人から動物への伝播が懸念されており、特に人との濃厚な接触機会が多い愛玩動物の調査・監視が必要と考えられることから、県独自で愛玩動物の薬剤耐性菌を調査し、その状況を把握します。また、確認された薬剤耐性菌について、次世代シーケンサーを用いて、人や環境中の薬剤耐性菌との関連性を調査します。



薬剤感受性試験



薬剤感受性試験の様子

重点施策④

【河川水における薬剤耐性菌及び抗微生物剤の実態調査】

抗微生物剤の環境汚染による薬剤耐性の拡がりや人へのリスクが懸念されていますが、環境中における薬剤耐性や抗微生物剤については、事業所等からの排出基準がなく、また調査法の確立等の遅れから、全国的な調査が進んでいない状況です。

環境中の薬剤耐性菌対策を講じるには、人や動物に使用される抗微生物剤や発生した薬剤耐性菌が、河川等の環境水の中にどの程度流出し、人の日常生活にどのように循環し、リスクへと発展し得るのかを評価することが必要となります。本調査では、自然環境に対する影響を明らかにできる河川水について、薬剤耐性菌等を対象とした県独自の調査体制を構築することで、環境中の薬剤耐性による農産物や野生動物等の自然環境への影響を把握していきます。



次世代シーケンサーによる解析



河川水の採水

3 環境保護

(1) 生物多様性の保全

(希少野生生物の保護の推進)

- レッドデータブックの定期的な見直しに向けて自然環境調査を実施するとともに、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき指定された種について、必要に応じて保護回復事業を実施します。

絶滅危惧種については、必要に応じて動物園、植物園、博物館、保健環境研究所、その他の教育・研究機関と連携し、生息域外での保存を図ります。

(外来種の防除に関する普及啓発)

- 本県における外来種の実態を示した福岡県侵略的外来種リストや外来種の防除マニュアルを周知することで、行政だけでなく、企業やNPO等の多様な主体による防除を推進します。
- ペットとして飼育した外来種を野外に放した際の問題点について、環境月間や動物愛護フェスティバルなどにおいて、普及啓発を行います。

(重要地域の保全)

- 国立公園である英彦山及び犬ヶ岳地区に生育している多くの絶滅危惧植物をシカの食害から保護するため、シカの捕獲等を継続します。
- 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」や県内各地の文化財（特に名勝・天然記念物、重要文化的景観）を保護していく上でも重要な生物多様性の保全に関する取組を推進します。

(野生鳥獣の保護及び管理)

- 鳥獣を保護するための鳥獣保護区を必要に応じ指定するとともに、野生鳥獣による被害対策として、防護柵の設置や捕獲等の被害防止策を総合的に実施し、捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用の推進を図ります。また、野生鳥獣保護モデル校の指定や、愛鳥週間における探鳥会の開催等の実施を通じて、鳥獣の保護について普及啓発を行います。

(環境影響評価制度の適切な運用)

- 環境影響評価手続が各事業の実施に当たり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然の豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価の各段階において、必要に応じ、事業者に対して、意見を述べます。

(生物多様性に配慮した公共工事の推進)

- 公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種等の生息・生育環境への影響の回避・低減等、生物多様性に配慮し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。

(生物多様性に配慮した農林水産業の推進)

- 適切な森林整備により健全な森林づくりを進め、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産等、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、建築物等における県産木材の積極的利用を推進していきます。
- 生物多様性の保全や良好な景観の形成等にとって重要な役割を担う農地等を保全するため、水路の泥上げや法面の草刈り等の活動を支援します。
- 水産物の安定供給と生物多様性の保全の観点から、魚礁の設置や藻場、干潟の保全、底質環境の改善等により、海や河川の特성에応じた漁場づくりを推進します。また、適切な資源管理と種苗放流による、水産資源の持続的な利用や漁場環境に応じた養殖管理の徹底を図っていきます。

(里地里山における野生動物の生息状況等調査)

- 多くの絶滅危惧種が生息・生育する里地里山において、どのような野生動物が生息しているか、また、野生動物と植物や昆虫等との関わりについて調査を行います。この調査や各地の取組事例を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、多様な主体による保全・再生活動が促進されるようホームページで情報発信します。 **重点施策⑤**

(里地里山里海の適切な利用と管理)

- 日々の食料が生産される場であることはもちろん、県土の保全や水源のかん養、美しい景観や豊かな生態系の保全、郷土料理、文化の伝承等多面的な機能を有している農山漁村地域に対する県民の理解を深めるため、自然とのふれあいの場の提供、農林漁業体験等、都市部と農山漁村の地域間交流を促進します。
- 里地里山里海について、将来にわたりその自然資本から得られる生態系サービスを楽しむため、持続可能な農林水産業への支援等を通じて適切な利用及び管理を進めていきます。

(自然公園等の施設整備)

- 国定公園の拠点としてのビジターセンターを、自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備します。
- 平尾台自然観察センターにおいて、自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会等の企画内容を充実させ、ホームページ、SNS、電子メール等を活用し、広く周知します。

- 自然公園の公衆便所などの利用施設を整備し、適切な公園の利用を推進します。
- 九州自然歩道では、安全な利用のために標識等を整備し、適切な利用を推進します。

(2) 地球温暖化対策

1 温室効果ガスの排出削減（緩和策）

(省エネルギー対策の強化)

(ア) 運輸（自動車）における取組

- CO₂を排出しない電気自動車等の導入を促進するとともに、自動車への過度の依存を抑制するため、地域公共交通や自転車の利用促進に取り組みます。

(イ) 家庭における取組

- 住宅の省エネルギー性能の向上を図るとともに、エネルギー効率の高い機器を使用するなど、暮らしにおける省エネルギー化を図ります。
- 家庭における省エネルギー型ライフスタイルへの転換を推進します。

(ウ) 事業者における取組

- 各事業所の自主的な省エネルギー対策の一層の推進を図るとともに、助成等の手段も取り入れながら事業活動の省エネルギー化に取り組みます。
- 事業所における省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を推進します。

(エ) 公共施設における取組

- 県有施設をはじめ公共施設における再生可能エネルギー導入や照明LED化を推進します。

(オ) 農林水産業における取組

- 省エネ型の設備の導入や、未利用間伐材など木質バイオマスのエネルギー利用、輸送にかかるエネルギーの削減に寄与する地産地消の取組を進めます。

(カ) 脱炭素型の都市・地域づくりの推進

- 都市の集約化等によるエネルギー効率の良い都市・地域づくりを推進します。

(再生可能エネルギーの導入拡大・利用促進)

- 県内で生産できる重要な脱炭素のエネルギー源である太陽光・風力・水力・バイオマス等の再生可能エネルギーを積極的に導入するための取組を推進します。

- 公的機関において、再生可能エネルギーで発電した電力を積極的に利用します。また、再生可能エネルギーで発電した電力を利用しようとする事業者への支援を行います。

(水素エネルギー利活用の推進)

- 水素は、利用時にCO₂を排出しないことに加え、CO₂排出量の多い「発電」「産業」「運輸」の各部門での活用、再生可能エネルギーなどから製造するCO₂フリー水素の利用などにより、脱炭素化に大きく貢献すると期待されていることから、その利活用の取組を推進します。

(循環型社会の推進)

- プラスチックの資源循環を促進するため、「ふくおかプラごみ削減協力店」の登録促進、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」などに取り組みます。

2 温室効果ガスの吸収源対策 (緩和策)

(森林の整備・保全)

- 森林の有する地球温暖化の緩和、水源のかん養や土砂災害の防止といった公益的機能の持続発揮のために、間伐等の森林整備を支援します。
- 林業経営が困難で、荒廃の恐れのある森林については、公益的機能の長期的発揮を図るため、福岡県森林環境税を活用し、森林の荒廃の未然防止に努めます。
- 林業経営が成り立つものの、適正な管理がなされていない人工林については、森林組合などの林業経営体による施業の集約化による効率的な作業を進め、必要な整備を行います。
- 林業経営者の確保や雇用管理の改善を支援するとともに、人材を育成するための研修を実施し、林業担い手の育成を推進します。

(県民参加の森林づくりの推進)

- ボランティア団体等が自ら企画立案し実行する、森林の整備・保全等の森林づくり活動を支援し、県民参加の森林づくりを推進します。

(緑地の適切な保全及び緑地空間の創出等による地域緑化の推進)

- 県有施設における緑化や、都市公園等の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行うなど、地域緑化を推進します。

(CO₂固定のための県産木材の長期的利用)

- 県産木材の需要拡大を図るため、建築物等での木材利用を進めていきます。

3 気候変動の影響への適応（適応策）

- 熱中症予防について、ホームページ、SNS等を活用した普及啓発や注意喚起を行います。
- デング熱等の蚊媒介感染症の発生状況を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。また、蚊媒介感染症の発生リスクを評価するために、訪問者が多く蚊の生息に適した場所で、媒介蚊の発生状況を観測します。
- 自然災害と感染症の複合災害発生時に、感染症発生の情報提供を行い、避難所の住民の安全・安心の確保を行います。また、新たな感染症発生を見据え、検査機器の導入や対応マニュアル作成等の感染症対策を推進します。

(3) 大気・水・土壌環境保全対策

(大気環境の常時監視体制の整備)

- 県内に常時監視測定局を整備して、大気汚染物質の測定を行います。 **重点施策⑥**

(大気汚染防止対策)

- 光化学オキシダント及びPM2.5については、高濃度時に注意報等を発令し、県民に注意を呼び掛けるとともに、国と連携して発生メカニズムの解明等に取り組み、最新の知見に基づく正確な情報を提供します。 **重点施策⑥**
- 二酸化硫黄などの大気汚染物質を排出する工場・事業場の監視指導を徹底するとともに、交通の円滑化（渋滞緩和、地域公共交通・自転車の利用促進）、エコドライブの普及啓発、次世代自動車等の普及促進等の自動車排出ガス対策を推進します。
- 「大気汚染防止法」に基づく解体現場への立入検査等により、石綿の飛散防止に取り組みます。 **重点施策⑥**
- 保健環境研究所において、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、大気汚染防止対策に関する課題の解決に向けた研究を推進します。

(水環境の監視体制の整備)

- 水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水の常時監視を行います。 **重点施策⑥**

(水質保全対策)

- 工場・事業場の立入検査等により排水水質及び地下水汚染防止に係る施設構造等について指導を行います。
- 計画的かつ効率的に污水处理施設を整備するため、「福岡県污水处理構想」（2017（平成29）年3月策定）に基づき、県と市町村が連携して、地域の特性に応じた下水道や浄化槽などの污水处理施設の整備を促進します。

- 多自然工法の採用や、雨水浸透施設の整備、森林整備等により、自然が本来持つ浄化作用や水循環機能の回復を図ります。
- 保健環境研究所においては、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、水環境の保全に関する研究を推進します。
- 県が管理する河川及び海岸について、清掃、除草などの愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。

(土壌環境保全対策)

- 土壌汚染の状況を的確に把握するために、法令に基づく届出等の履行について周知徹底を図るとともに、人の健康被害の防止を目指して、周辺地下水のモニタリング調査の実施や、事業者に対して、土壌汚染による周辺環境へのリスクを適切に管理するよう指導します。
- 鉱業活動（亜鉛製錬）に由来する農用地のカドミウム汚染については、客土（きゃくど）等の汚染対策を実施します。

(4) 普及啓発

- 希少野生生物や外来種等の情報、環境保護団体の活動状況等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を推進します。
- 地球温暖化対策の普及啓発活動の拠点として県が指定する「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」において、地球温暖化対策について、県民、事業者に対する普及啓発を行います。
- 環境教育副読本や地球温暖化対策ワークブックを県内の小中学生等へ提供するとともに、楽しみながら自主的に環境教育・保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援し、子どもたちへの環境教育の一層の推進を図ります。
- 県民や事業者、市町村を対象にした動画配信などを通じて、浄化槽の整備促進や維持管理の適正化を推進します。



重点施策⑤

【里地里山における野生動物の生息状況等調査】

人と自然が共生し、多くの絶滅危惧種が生息・生育する里地里山では、農林業の変化や農山村の過疎化に伴い、自然に対する人の働きかけが縮小することで、生態系のバランスが崩れ、生物多様性の損失が懸念されています。また、手入れが行き届かなくなった里地里山では、シカやイノシシ等の生息域の拡大が生じています。生物多様性保全の観点から、里地里山において、どのような野生動物が生息しているか、また野生動物と植物や昆虫等との関わりを明らかにする必要があります。

そこで、痕跡調査に加え、センサーカメラを設置し、その地域に生息する野生動物の種類やその行動を把握するとともに、野生動物が入らない柵を設け、柵内外において、被食植物や植生、昆虫類の変化を把握します。

本調査や各地の取組事例を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、多様な主体による保全・再生活動が促進されるようホームページで情報発信します。



センサーカメラによる野生動物調査

重点施策⑥

【大気・水環境の常時監視】

健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図り、大気汚染・水質汚濁防止対策を進めるため、大気環境について、県内 55 の常時監視測定局で大気汚染物質を測定し、微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダントが高濃度になった場合は注意を呼び掛けている。また、水環境について、県内 183 の環境基準点で水質測定を実施するとともに、油流出等の水質事故時には関係機関との情報共有や水質検査を実施し被害拡大を防止しています。

【石綿飛散防止】

石綿 (アスベスト) は、吸引することにより中皮腫等の健康被害を引き起こします。過去に使用されたものの多くは建築物等に残留 (現在、製造・使用等禁止) するため、VR 技術を活用した講習会を開催し、石綿含有建材の調査能力の向上を図るとともに、解体現場への立入検査等により石綿の飛散防止に取り組んでいます。



水質検査の様子



VR講習会の様子

4 人と動物の共生社会づくり

(1) 人と愛玩動物の関係性の向上

(動物愛護と適正飼養等の普及啓発)

- 市町村、県獣医師会、動物愛護団体のほか、地域で活動する動物愛護推進員やボランティア等と効果的な連携・協働を通じて、動物の愛護や終生飼養及び繁殖制限措置をはじめとした適正飼養等に関する普及啓発活動の充実を図ります。
- 動物愛護フェスティバルや街頭キャンペーン等様々な機会を捉え、動物の愛護及び適正飼養等について普及啓発を行います。

(所有明示措置の推進)

- 飼い主に対して、所有明示について啓発及び指導するとともに、マイクロチップの有効性を周知し、その普及を推進します。

(動物愛護教育の推進)

- 小学校における動物飼育が円滑に進むよう、県獣医師会と連携し、学校の指導者等の活動に対する技術的支援を行います。
- 小学校や地域等の要望に応じて、動物との接し方や命の大切さを学ぶ動物愛護教室や適正飼養講習会を実施します。

(地域猫活動の推進)

- 所有者のいない猫の過剰繁殖による生活環境被害の軽減及び猫の引取り数を減らすことを目的として、市町村や地域住民と協力しながら地域猫活動に対する理解の促進を図り、取組を推進します。 **重点施策⑦**

(犬及び猫の引取り数削減と譲渡促進)

- 飼養を継続することに困難を感じている飼い主や引取り希望者に対して、相談対応や指導を実施します。 **重点施策⑦**
- ホームページ、SNS等を活用し、犬や猫の譲渡情報を積極的に発信するとともに、動物愛護団体やボランティア等との連携強化を図り、譲渡を促進します。 **重点施策⑦**

(様々な分野における愛玩動物の活用)

- 非行等の問題を抱える少年が、動物の世話などの社会奉仕体験を通じて自己肯定感を高め、ていくことにより、少年の立ち直りを支援します。
- 重複障がい児や発達障がい児等を対象に、ホースセラピーを実施するとともに、障がい児施

設にセラピー犬を派遣するセラピー活動等により、障がい児等の社会生活適応力の向上を促進します。

- 障がいのある方の日常生活をサポートする補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成する団体への支援を通じて、障がい者の自立と社会参加を促進します。
- 医療、教育等様々な分野におけるアニマルセラピーの活用を検討します。

(2) 災害発生時等に備えた体制整備

(災害救助犬を活用した救助体制の整備)

- 災害時に、被災地への速やかな災害救助犬チームの派遣ができるよう、協定締結先団体との連携を強化します。

(犬や猫の飼い主等への普及啓発)

- 犬や猫の飼い主に対して、しつけやワクチンの接種といった同行避難に必要な備えを平時から実施しておくことの重要性や、マイクロチップによる犬及び猫の所有明示が災害対策として有効であることについて、適正飼養講習会等において啓発を行います。

(地域防災計画等への反映)

- 各市町村が地域の実情に応じ、被災動物の保護及び同行避難について地域防災計画等に規定し、適切な対策を講じることができるよう助言していきます。

(関係機関等との連携)

- 災害時には、必要に応じて、福岡県災害時ペット救護本部を設置し、県、政令市や中核市、県獣医師会等の関係機関と連携して、被災動物の救護や避難所等における飼い主への適正飼養の普及啓発等、必要な支援を行います。また、登録ボランティアと連携し、被災した犬や猫の保護及び一時預かりを実施します。
- 大規模な災害発生時には、県内において被災した愛玩動物の救護を行うための県獣医師会との協定に基づき、被災動物に対して、獣医療を行う VMAT（災害派遣獣医療チーム） と連携を図ります。
- 県単独では愛護動物の救護に関する対策が十分に実施できない災害が発生した場合には、九州・山口各県と相互応援を行うための協定に基づき、必要に応じて、九州・山口各県と連携を図ります。
- 九州動物福祉協会が運営している九州災害時動物救援センターと連携を図り、災害時の被災動物の救護を推進します。

(3) 人と野生動物の共存

(里地里山における野生動物の生息状況等調査)

- 多くの絶滅危惧種が生息・生育する里地里山において、どのような野生動物が生息しているか、また、野生動物と植物や昆虫等との関わりについて調査を行います。この調査や各地の取組事例を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、多様な主体による保全・再生活動が促進されるようホームページで情報発信します。(再掲)

(野生動物の病原体保有状況等調査)

- 野生動物や蚊等の媒介動物について、病原体保有状況等を調査し、感染症の発生動向を把握します。(再掲)

(鳥獣被害防止対策)

- 県、市町村、猟友会、農業団体で構成する福岡県鳥獣被害対策協議会において、市町村の被害防止計画の作成支援等を行い、関係機関と連携して鳥獣被害防止対策を推進します。
- 「福岡県特定鳥獣保護管理計画」に基づいて実施される捕獲などによる個体数調整、被害防止施設の設置や生息環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進します。
- 関係団体と協力し、狩猟免許取得に対する支援や、わな猟者や銃猟者の技術向上のための研修会などを行います。
- 有害鳥獣については、地域ぐるみの取組で侵入防止を徹底するとともに、捕獲体制を強化します。

(ジビエの消費拡大)

- 獣肉処理施設の連携や流通体制の強化、加工用途の拡大により、ジビエの利用拡大を図ります。
- 県内で捕獲・処理された獣肉を提供する飲食店を「ふくおかジビエの店」として認定し、認定店において、消費者にジビエの美味しさを伝える料理フェアを開催するとともに、「ふくおかジビエ」の魅力を発信し、ジビエの消費拡大を図ります。

(森林の整備・保全)

- 地域の気象・地理的条件や立地条件に適した樹種の植栽や適切な間伐の実施、針広混交林化、広葉樹林化などによる多様な森林づくりを推進します。また、里山の整備・保全活動を行うボランティア団体等を支援します。
- 立地条件、耐候性、病虫害、獣害などを考慮した広葉樹苗木の選択を進めるため、県内での広葉樹造林に適した樹種の施業技術について、林業家や林業経営体などに普及指導します。

(中山間・過疎地域の振興)

○ 野生動物と人との緩衝帯となる管理された里山を維持するとともに、中山間地域や過疎地域の振興を図るため、以下について取り組みます。 **重点施策⑧**

- ・ 中山間地域をはじめとする農山漁村において、地域の特色を生かした魅力ある特産物づくりを推進します。
- ・ 木材の伐採から搬出までを森林所有者自らが行う自伐林家を育成し、間伐材等の森林資源の活用を促進します。
- ・ 「中山間地域等直接支払制度」などの支援を通じて、中山間地域における地域共同活動の活性化を図ります。

重点施策⑦

【犬猫の引取り数抑制・譲渡促進事業】

致死処分数を更に削減するためには、地域猫活動支援事業(※)による引取り数の減少及び犬猫譲渡事業による新たな飼い主への譲渡促進が必要です。

地域猫活動支援事業を促進するため、活動のポイントや成功事例を紹介する動画を市町村に配布するとともに、不妊去勢手術費等の補助金の拡充を行います。

また、犬猫の譲渡事業を促進するため、譲渡割合が増加している動物愛護団体に対して、飼養管理費や不妊去勢手術費等の譲渡活動に係る経費について、支援を行います。

引取り数の削減及び譲渡の促進により、致死処分数の更なる削減を目指し、人と動物が共生できる社会づくりを推進します。

※地域猫活動支援事業

飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費等の市町村への助成



譲渡事業を行う(公財)福岡県動物愛護センターの新設猫舎(イメージ図)(上)と譲渡を待つ猫(下)

重点施策⑧

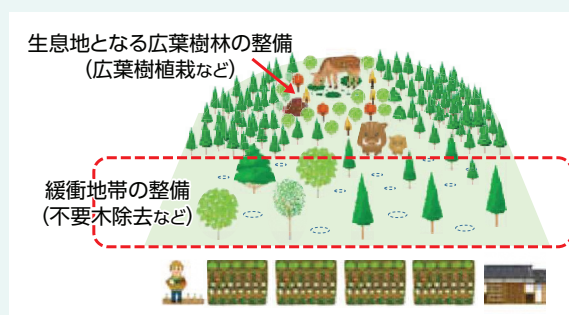
【野生動物との棲み分けを図る里山林の整備】

近年、里山林に人の手が入らない地域では、人と野生動物の距離が近くなり、野生動物による農林業被害が発生しています。このため、野生動物の生息域を確保するとともに、人と野生動物との棲み分けを進めることで、人と野生動物の共存を図ります。

具体的には、野生動物の生息地となる広葉樹林を確保するため、広葉樹の植栽を推進します。また、野生動物による農作物等への被害が生じている地域の里山林においては、人と野生動物の棲み分けを図るため、不要な雑木の除去などを行い、野生動物が身を隠すことができない見通しの良い森林区域であるバッファージーン（緩衝地帯）を設置します。



生息地となる広葉樹林



バッファージーンのイメージ

5 健康づくり

(1) 自然とのふれあいを通じた健康づくり

(豊かな自然環境を体感できる自然公園づくりとふれあい活動の推進)

- 自然公園及び九州自然歩道においては、植物や生きものにふれあうことができる自然観察モデルコースや、親子で散策を楽しめるハイキングコースのマップを、市町村や学校、企業等に対して周知することにより、県民が自然とふれあい、生物多様性を実感できる機会の創出を推進します。
- 国定公園の拠点としてのビジターセンターを、自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備します。(再掲)
- 平尾台自然観察センターにおいて、自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会等の企画内容を充実させ、ホームページ、SNS、電子メール等を活用し、広く周知します。(再掲)
- 社会教育施設における自然とのふれあい活動を推進するとともに、指導者派遣やその情報提供を通じて、市町村や地域における社会教育関係団体等が行う自然とのふれあい活動を支援します。

(都市公園や森林公園におけるふれあい活動の推進と緑豊かな環境の形成)

- 筑後広域公園等の都市公園や、四王寺県民の森、夜須高原記念の森といった森林公園においては、利用者が豊かな自然を体感できる公園づくりや森づくりを進め、野外活動等、自然環境を生かした多種多様なレクリエーションの場を県民に提供するとともに、自然観察会等を開催し、ふれあい活動を推進します。 **重点施策⑨**
- 多くの県民が森林浴等で利用し、都市住民が山村に訪れる新たな動機付けとなっている県内4か所の森林セラピー基地について、県民の心身の憩いの場として紹介し、県民の利用促進を図ります。
- ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対して、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。

(河川におけるふれあい活動の推進)

- 川を通して子どもたちが自然とふれあう機会を充実させるため、水辺の安全講座や観察会を実施し、子どもが遊びやすく生物多様性を実感できる水辺の利用促進を図ります。
- 河川に生息する淡水魚や水生昆虫などを指標とした参加型の水辺観察会を通じて、環境問題への関心を高めるとともに、身近な自然にふれあう機会を提供します。

(里山の整備・保全活動の支援)

- 里山の整備・保全活動を行うボランティア団体等を支援します。

(スポーツや運動への参加促進)

- 海、山、川、ダム周辺などの県内各地の豊かな自然を生かし、トレッキングやサイクリングなどのスポーツ体験を通じたスポーツ振興を図るとともに、自然豊かな環境における県民の運動やスポーツへの参加促進を図り、健康寿命の延伸につなげます。

(自然を生かした街づくりの推進)

- 地域の自然を生かした魅力あるまちづくりを、地域住民の参画の下で推進し、身近な自然環境とのふれあいの機会の提供につなげます。

(2) 愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくり

- 重複障がい児や発達障がい児等を対象に、ホースセラピーを実施するとともに、障がい児施設等にセラピー犬を派遣するセラピー活動等により、障がい児等の身体的、精神的健康の増進とアニマルセラピーの普及啓発を図ります。 **重点施策⑩**
- 医療、教育等様々な分野におけるアニマルセラピーの活用を検討します。(再掲)
- 愛玩動物との健康づくり及び良好な関係づくりを推進するため、都市公園におけるドッグランなどの整備や維持管理を行います。

重点施策⑨

【ワンヘルスの森づくり】

「四王寺県民の森」は、県の中央部に位置し、大野城市、太宰府市、宇美町にまたがる340haの森林公園で、年間約20万人が利用しています。園内には多様な樹木とともに野生生物が生息しており、あわせて遊歩道コースが縦横に整備されているなど、来場者のニーズに合わせた多彩な森林散策が可能です。

この四王寺県民の森を、ワンヘルスを象徴する施設として「ワンヘルスの森」と位置づけ、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念を自然の中で実感できる森として整備することで、ワンヘルスに対する理解の促進と心身の健康づくりにつなげます。



四王寺県民の森全景



森林散策のイメージ

重点施策⑩

【アニマルセラピーによる健康づくり】

障がい児の社会生活適応力の向上を目指し、2016（平成28）年度から障がい児の乗馬体験等を行うホースセラピー事業を実施しており、臨床心理士によるアンケート等を用いた効果検証では、参加児童が馬とのふれあいを楽しむ中で、馬への愛着の増進とともに自分自身をコントロールする感覚を取り戻すなど、好ましい心理的効果が確認されています。

今後、新たに障がい児施設等にセラピー犬を派遣してセラピー活動を行う事業などを実施し、障がい児等の身体的、精神的健康の増進とアニマルセラピーの普及啓発を図ります。



ホースセラピーの様子



乗馬のあとは馬の世話も体験

6 環境と人と動物のより良い関係づくり

(1) 健全な環境下における安全な農林水産物の生産等

(GAPの取組推進)

- 農林水産物のGAP等の認証を取得する産地を更に拡大するとともに、産地での取組を実需者等へ発信し、その安全性をPRします。

(農薬の適正使用の推進)

- 農薬の販売者に対して、適正な販売及び保管について指導を徹底するとともに、生産者や防除業者等に対して、適切な使用について普及啓発を行います。

(食肉の安全確保)

- 家畜、家さんの食肉利用に当たっては、と畜場、食鳥処理場において、と畜検査、食鳥検査及びHACCPによる衛生管理の徹底を指導するとともに、残留有害物質のモニタリング検査を実施し、安全な食肉の生産を確保します。
- ジビエの活用に当たっては、狩猟者等に対して、「食品衛生法」の許可を受けた獣肉処理施設で処理を行うよう周知を徹底するとともに、獣肉処理施設に対する監視指導を行い、衛生的で安全なジビエの流通を図ります。

(家畜衛生の推進)

- 畜産物の生産段階での安全性を確保するため、畜産農場における生乳の冷蔵・卵の洗浄等の取組の徹底を推進するとともに、飼料の製造業者や生産者に対して、立入検査や指導を実施し、安全な飼料の生産と使用の徹底を図ります。
- 動物用医薬品の製造、流通、販売の各段階において、監視指導を行い、安全性の確保を図ります。また、使用者に対して、適正な使用の普及啓発を行います。
- 家畜の健康管理や衛生的な飼養が行われるよう、快適な畜舎環境の整備や適切な栄養管理を推進します。

(中山間地域の振興)

- 中山間地域をはじめとする農山漁村において、地域の特色を生かした魅力ある特産物づくりを推進することで、健全な農業の振興を図り、安全な食料の供給に寄与するとともに、農地の多面的機能を維持し、環境の保全を図ります。

(農林水産物認証制度の創設)

- ワンヘルスの基本理念に沿って生産された農林水産物を認証する制度を創設します。

(2) 生産・消費における環境への負荷の低減

(環境に配慮した農林水産業の推進)

- 減農薬、減化学肥料栽培など環境に配慮した農業を推進するとともに、有機農業指導員の育成を図ります。また、環境保全につながる農林水産物のGAP等の認証取得を進めるとともに、GAP認証農産物の認知度向上を図ります。
- 農業用プラスチックの排出を削減するため、長期利用が可能なフィルムや、生分解性マルチシートの実証調査を行い、その結果を生産者等へ情報共有するとともに、生産者向けに研修会を開催し、農業用プラスチック排出削減技術の普及啓発を図ります。
- 堆肥の高品質化と流通促進により、家畜排せつ物の利用を推進します。
- 漁業者等が行う海藻の種の投入やアサリの移植など、藻場や干潟を保全する取組を推進します。

(食品ロスの削減)

- 製造・販売・消費の各段階で発生する食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)を削減するため、「福岡県食品ロス削減県民運動協力店(愛称:食べもの余らせん隊)」の登録や「食べ残しをなくそう30・10(さんまる・いちまる)運動」の普及による事業者・県民の意識啓発、フードバンク活動の促進に取り組みます。

(3) 地産地消・食育の推進

- 県民に対して、地産地消や食育の推進を通じて、健康を支える農林水産業への理解促進を図ります。
- 「ふくおか地産地消応援ファミリー」や「ふくおか地産地消応援の店」等の「ふくおか農林漁業応援団」づくりを推進するとともに、県民が農林漁業を体験し、親しむ機会の拡大や「ふくおか地産地消応援の店」における県産食材の利用拡大を促進します。**重点施策①**
- 関係機関・団体と連携し、地域における地産地消の取組を強化するとともに、学校給食における県産農林水産物の利用拡大を促進します。また、直売所間の連携等を強化し、魅力ある直売所づくりを促進します。
- 学校への食育出前講座等により児童・生徒への食育を推進します。
- 郷土料理等の料理教室、ホームページやSNSを活用した啓発、イベントの開催により、地域や家庭における食育を推進します。

(4) 有益な微生物の活用

- 植物や微生物が持つ物質生産能力を人工的に最大限引き出し、低コスト大量生産を可能とする「スマートセル」の実用化を推進し、革新的な技術・製品の創出に取り組みます。
- 生物食品研究所が保有する各種菌や関連技術により、県内企業の微生物を活用した技術開発や製品開発を支援します。

重点施策⑪

【農林漁業の応援団づくりにより地産地消を推進】

本県では、県内の豊かな食材を県民みんなでおいしくいただき、食と食を支える農林水産業の重要性について理解を深めてもらうため、「いただきます!福岡のおいしい幸せ」のスローガンのもと、「ふくおか農林漁業応援団」づくりをはじめとした「食育・地産地消県民運動」を展開していきます。

<ふくおか農林漁業応援団>

- ・「地産地消応援ファミリー」: 県産農林水産物を積極的に購入し、農林水産業を応援する世帯
- ・「地産地消応援の店」: 県産農林水産物を使用した料理を年間通じて提供する飲食店
- ・「農林漁業応援団体」: 県産農林水産物の利用拡大や農山漁村の活性化に貢献する企業や団体



7 ワンヘルス実践の基盤整備

(1) 啓発活動の推進

- 県民参加型イベントの開催等により、ワンヘルスの理念の普及啓発を推進します。
- 県民や事業者によるワンヘルスの理念に基づく行動や活動を促進するため、効果的な広報を実施します。
- 「ワンヘルスの森」等、ワンヘルスの理念に基づく行動及び活動や環境の実例を学び、又は体験することができる「ワンヘルスモデル地区」の整備を推進します。

- ワンヘルスの推進に取り組む旨を宣言した事業者を登録する「ワンヘルス宣言事業者登録制度」を創設し、事業者におけるワンヘルスの取組及び事業活動への活用等を促進します。
- ワンヘルスの実践的な活動に取り組む民間団体等に対し支援します。
- ワンヘルスの基本理念に沿って生産された農林水産物を認証する制度の創設等を通じ、県民のワンヘルスへの理解を促進します。

(2) 教育の推進

- 小学校、中学校、高等学校等の児童生徒へのワンヘルスの理念の浸透を図るため、リーフレットなどの教育啓発資料や教育教材の作成・配布、研究協力校におけるワンヘルス教育のモデル的な教育等を通じて、ワンヘルス教育を推進します。 **重点施策⑫**

(3) 中核拠点の整備等

- 人の健康と環境の保全に関する機能を持つ保健環境研究所と動物の保健衛生を一元的に扱う「動物保健衛生所」とが相互に連携した「ワンヘルスセンター」を整備し、人獣共通感染症対策や薬剤耐性菌対策に関する調査研究、人材育成等を推進します。
 - ・ 新興感染症への対応や地球温暖化対策等に取り組むため、「ワンヘルスセンター」の中核施設として保健環境研究所を整備します。
 - ・ 家畜に加え、野生動物や愛玩動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所を設置します。
- アジア各国、九州各県、大学、研究機関と広域的に連携して、人獣共通感染症対策と薬剤耐性対策を行う「アジア新興・人獣共通感染症センター(旧アジア防疫センター)(仮称)」の設置及び誘致を推進します。
- 新たな人獣共通感染症等ワンヘルスに関する危機の発生に対応できるよう、中核拠点の整備に当たっては、外部との人事交流や外部有識者の活用等を図ります。
- 第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会など、最新の知見を集め、世界へ向けて発信する、世界トップクラスの研究者等による国際会議を開催します。 **重点施策⑬**
- ワンヘルスの理念の普及に当たっては、県民に最も身近な市町村の取組が重要となることから、各市町村において、ワンヘルスの推進に取り組む旨の宣言等がなされるよう、様々な機会を通じて、ワンヘルスについての理解向上を図ります。また、宣言等を行った市町村に対して、取組に対する具体的な助言や情報提供等の支援を実施します。

重点施策⑫

【ワンヘルス教育の推進】

「福岡県ワンヘルス推進基本条例」第10条第2項及び第3項に基づき、小学校、中学校、高等学校等の児童生徒へのワンヘルスの理念の浸透を図るため、リーフレットなどの教育啓発資料や教育教材の作成・配布、研究協力校におけるワンヘルス教育のモデル的な教育等を通じて、ワンヘルス教育を推進します。

- 1 ワンヘルス教育推進委員会の設置
- 2 ワンヘルスに関する教育啓発資料(リーフレット)の作成・配布
- 3 研究協力校による実践研究
- 4 ワンヘルスに関する教育教材の作成・配布
- 5 ワンヘルスに関する教育指導者向け研修会の実施



ワンヘルス教育教材

ワンヘルス教育啓発資料(リーフレット)



小学生版
対象・4年生



中学生版
対象・1年生



高校生版
対象1・2・3年生

重点施策⑬

【世界トップクラスの研究者等による国際会議の開催】

本県では、各分野の世界トップクラスの研究者がワンヘルスアプローチにより解決していくことを目指し、研究成果等を世界に向けて発信するため、2020(令和2)年度から「福岡県“One Health”国際フォーラム」を開催しています。

2021(令和3)年度は、「新たな時代におけるワンヘルスの実践」をテーマに、国内外の著名な専門家が多数参加されました。

今後も、ワンヘルスをテーマとした国際会議の開催を通じて、ワンヘルスの周知と世界におけるワンヘルスの推進に貢献していきます。

福岡県“One Health”国際フォーラム2022HP

<https://www.one-health-fukuoka2022.com/index.html>

※ 講演動画は上記HPから視聴できます(一部を除く)。



2021(令和3)年度の基調講演



2021(令和3)年度のチラシ